基議総文第62号令和7年6月2日

基山町議会

議長 末次 明様

総務文教常任委員会 委員長 松 石 健 児

所管事務調查報告

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

- 1 調査事項及び調査期日
 - (1) 防災について

令和7年5月20日(火)

(概要説明及び現地視察)

2 調査結果

「災害救助法」では、応急期の被災者の支援に関し、避難所の設置や、炊き出しその他による食品及び、飲料水の供給等を行うように定められている。また、この法律に基づき、各自治体で災害に備えた避難所の設置計画が立てられ、公的施設が割り当てられている。さらに、平成26年4月1日からは市町村長による指定緊急避難場所の指定制度が施行された。

近年、全国的な異常気象や地震等の災害により、避難が長期化し、避難場所でのプライバシー保護や安全面の対策、ストレスによる健康障がい等の問題・課題が生じている。

当委員会では、大雨による災害が発生しやすい梅雨期・台風期の前に、十分な対策を図れるよう、これまでの災害対応状況の確認と備蓄品保管倉庫(防災倉庫)の視察を行った。

本町の指定避難所及び備畜品保管倉庫の設置数と備蓄品の管理について質したところ、指定避難所及び指定緊急避難所は町民会館外 10 箇所あり、その内、保健センター外 3 箇所が福祉避難所に指定されている。備蓄品保管倉庫は役場 4 階の 2 箇所と町民会館北東にある防災倉庫 1 箇所である。また、備蓄品の内、食料品や飲料水は避難所で大量に使用した後、定めた数量を下回らないように適宜補充を行っているとの説明を受けた。

過去10年間の避難所の開設状況等について質したところ、期日別に気象庁の警報等の種類、災害対策連絡室や災害対策本部の設置状況、避難者数、非常食や毛布等の備蓄品の使用状況等説明を受けた。警報等による災害対策連絡室の設置は合計47回。

その内、避難情報発令による避難所の開設は11回である。特に土砂災害で避難者が多かったのは、丸林地区等が被災した平成30年7月6日の327人、過去最強クラスの台風と謳われた台風10号が長崎県西方沖を北上した令和2年9月6日の415人、気象庁が沖縄県以外で初めて台風を要因とする特別警報を発表し、本町付近を通過することが予測された台風14号北上時の令和4年9月18日の236人等が挙げられる。

指定避難所の最大収容人数と避難所の職員対応について質したところ、床面積に基づく計算で一人当たり2平米の場合、最大4,383人、感染症対策等を十分に考慮し、避難所生活でのストレスをできる限り除くため、プライバシー保護の観点から3平米で算出した場合、2,922人が収容可能である。また、職員の対応について、基本的な対応策は既に避難計画に盛り込んでいるが、災害対策連絡室を設置した際に必要な人員への伝達はSNS等を活用し行っている。地震発生の際は、震度4以上であれば町長以下幹部職員は集結することになっているとの説明を受けた。

当委員会では、災害時は職員の交代による昼夜を問わない対応が不可欠であるため、災害時の不測の事態を極力避け、職員が円滑に対応できるように下記の6項目について提案した。

- (1) 避難者の受け入れに関し、過去の地震等の災害から勘案し、想定される最大数を試算しておくこと。
- (2) 高齢者、傷病者、障がい者等の避難誘導に関しては、各自主防災組織や民生委員等と協力の上、シミュレーション等を行い、安全な避難誘導に努めること。
- (3) 食事と併せ排泄への対応は非常に重要な項目である。令和7年第2回臨時会で簡易トイレ等の追加購入が決定したが、万が一、避難所に接続する下水道の被災により水洗トイレが使用できなくなった場合、既存の簡易トイレと併せても相当数が不足するものと思われる。強化段ボール製の安価な簡易トイレ等も含め、早急に検討し備蓄数を増やすこと。
- (4) 災害に関する応援協定については、ホームセンターや飲料メーカ等、既に多くの民間企業と締結しているが、今後も地元のスーパーやコンビニエンスストア 等、可能な限り最大限の拡充に努めること。
- (5) 自主防災組織については、全ての行政区(自治会)が結成しているが、防災倉庫・防災備品については全17行政区の約半数しか保有していない。地域格差が生じないよう行政支援を検討し、区長会と協議したうえで早期の解決に努めること。
- (6) 町備蓄品保管倉庫内の各保管場所に備蓄品目が掲示されていない。災害発生時には避難者によるボランティアが結成される場合も多い。また、町外からの救援部隊やボランティア団体等の来町と併せ、物資提供のスムーズな協力が可能となるよう、備蓄品の各品目を掲示し明瞭にすること。